平成２２年（フ）第３６９号
長野市大字富竹1118番地１　ハイツアップル206号室
債務者　神田　　淳
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
長野県須坂市大字塩川594番地７、前住所長野県東御市御牧原1725番地３
債務者　田村由紀子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２０号
兵庫県宝塚市中山寺２丁目８番15号　リヒテール中山301、前住所兵庫県宝塚市平井山荘９番22号
債務者　田嶋　　順
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１号
兵庫県川西市平野１丁目２番２号、前住所大阪府豊中市刀根山５丁目３番Ａ３－１号
債務者　横江　智美
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２１号
兵庫県伊丹市荻野西１丁目４番８―305号、前住所兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地M棟1106号
債務者　福山　和博
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１１０３号
兵庫県西宮市名塩赤坂11番25号、前住所大阪府寝屋川市大利町19番19号
債務者　中村佐恵子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１１４号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目９番27号長安寮
債務者　豊浦慶一郎
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１号
兵庫県西宮市能登町12番58―118号
債務者　辻川　　大
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１７４号
北九州市小倉南区石田南３丁目６番24号
債務者　井手尾勝義
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３００号
北九州市小倉南区徳力団地53番406号
債務者　清原　和人
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３０１号
北九州市小倉南区徳力団地53番406号
債務者　清原　留美
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３３８号
北九州市門司区矢筈町10番21号
債務者　山川　晴樹
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３３９号
北九州市門司区矢筈町10番21号
債務者　山川由美子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３４３号
北九州市八幡西区中の原１丁目７番55号101
債務者　稲澤真奈美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３６７号
北九州市八幡西区塔野１丁目13番37号
債務者　藤田　邦子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３６８号
北九州市小倉南区上貫３丁目16番10号
債務者　房前　哲也
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３６９号
北九州市小倉北区三郎丸３丁目11番13―302号
債務者　船田美喜子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部